

# 大谷學報

第七十九卷 第三号

平成十二年七月三十一日発行

- 勝解 (*Adhimukti*)・廻向 (*Parināmanā*)・  
隨喜 (*Anumodana*) について ..... 兵藤 一夫 (1)  
『音韻闡微』の反切作成法について ..... 浦山あゆみ (21)  
語型対応から見た擬音語の語基 ..... 中島 容子 (34)

- 平成十一年度 春季公開講演会 講演要旨  
元代の大藏經 ..... 竹沙 雅章 (47)  
彙 報 ..... (60)

- ポストモダン社会における  
真宗倫理 ..... Thomas P. Kasulis (1)  
ロバート・F・ローズ訳

大 谷 大 學  
大 谷 學 會

大谷学報 第七十九卷第一号

奈街三郎の幼年童話…………藤本芳則

梁山丁の創作活動と「満洲文壇」……李青

平成十年度修士論文・卒業論文  
卒業研究題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

大谷大学図書館所蔵パーリ語  
貝葉写本「パンニヤーサ・ジャータカ」  
の文献的意義…………吉元信行  
——「スルーバ・ジャータカ」を中心にして——

大谷学報 第七十九卷第二号

彼岸に存在するのは空虚だけか　門脇健

ポストモダンと真宗  
——「あの世」を再び超えて——　木越康

彙報

『バガヴァッド・ギーター』  
VI. 13について　山本和彦

読解「ユリシーズ」——第15挿話より  
——奇想天外な幻想場面——　米本義孝

# THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

## CONTENTS

### Articles :

- Shin Buddhist Ethics in a Postmodern Society ..... *Thomas P. KASULIS* ( 1 )  
(Translated by *Robert F. RHODES*)
- 

- The Tripitaka Printed in the Yüan Period ..... *CHIKUSA Masaaki* ( 47 )
- 

### Articles :

- On the Types of Japanese Sound Onomatope-bases ..... *NAKASHIMA Yōko* ( 34 )  
The theory of Making *Fanqie* in *Yinyiin chanwei* ..... *URAYAMA Ayumi* ( 21 )  
On *Adhimukti*, *Parināmana* and *Anumodana* ..... *HYŌDŌ Kazuo* ( 1 )  
— the *Sāsrava-bhāranāmārga* in the *Mahārāna* —

### Miscellaneous :

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

## 大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
- 第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の學術研究と發表をおこなうことを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の發行
  - 二、「大谷大学研究年報」の發行
  - 三、研究会及び公開講演会の開催
  - 四、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文部省並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第五条 本会に左の役員を置く。
- 一、会長
  - 二、委員
  - 三、監事
- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。
- 2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する
  - 3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
- 2、監事は本会の会計を監査する。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究を發表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができます。
- 第十条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は三千円とする。
- 第十一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに當てる。
- 2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。
- 第十二条 本会の事務は、学務課の所管とする。

第一十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

第七条 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。  
附則 1、平成五年四月一日一部改正  
「大谷学会規程」はこれを廃止する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会規程」はこれを廃止する。

（大谷学会委員）

須藤 訓任 鄭 早苗  
寺林 傅 楠口 章信  
兵藤 一夫 藤巖 明信  
藤本 芳則 村井 英雄  
村瀬 順子 R.F.ローズ

平成十二年七月三十一日発行

大谷学会  
編集兼  
発行者 友田孝興  
発行所 大谷学会

〒六三三一四三  
京都市北区小山上総町

大谷大学内

振替〇一〇四〇七一八三九三番  
（〇七五）四二一八一五八四

印刷者 西村七兵衛